広報やつしろ災害臨時号 vol.2 や和2年7月17日発行

ホームページアドレス:http://www.city.yatsushiro.lg.jp/

八代市役所 秘書広報課 八代市鏡町内田453-Ⅰ ■市ホームページ ■市公式 Twitter





令和2年7月豪雨で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

八代市災害相談窓口 33-4111(代表)、33-4452

住宅支援(仮住まいへの案内)

災害救助法適用による支援

支援の適用には条件がありますので、詳細は住宅課へお問い合わせください。

市営住宅緊急入居 ※受付中

受付期間

7月16日(木)~24日(金) 午前8時30分~午後5時15分 住宅課(市役所仮設庁舎西棟2階)

提供住宅

築添団地、高島団地、麦島団地、流藻川団地、 植柳上町第一団地、郷開団地、楠住宅

提供戸数 42戸

入居期間 原則 6 カ月以内。最長 1 年間

賃 免除 家

(住宅使用料、共益費、駐車場使用料)

注意事項

- ・ガス、水道、電気等の光熱費は入居者の負担 となります。
- ・入居決定者及び入居順位決定は公開抽選より 行います。(抽選会の参加は自由です)

仮設住宅

現在計画中です。決まり次第お知らせします。

みなし仮設住宅 ※相談受付中

条 件

・家賃がIカ月当たり次の額以下であること 2人以下の世帯 5.5 万円以下 3人~4人以下の世帯 6万円以下 5 人以上の世帯 9万円以下

※特別の事情がある場合はご相談ください。 ※上記以外も条件があります。

入居期間 入居から2年間

注意事項

- ・賃貸物件は、入居希望者ご自身で探していた だきます。
- ・駐車場代、水道、光熱費等は入居者の負担と なります。

住宅の応急修理 ※相談受付中

対象者

- ①住宅が全壊、大規模半壊、半壊、もしく は一部損壊(準半壊)の被害
- ②応急修理を行うことによって、住宅での 生活が可能であること

限度額

全壊・大規模半壊・半壊 59万5千円以内 Ⅰ世帯当たり 一部損壊(準半壊) 30 万円以内 Ⅰ世帯当たり

※業者に修理を依頼する前に必ず営繕課 (☎33-4401)にご連絡ください。

問合せ 住宅課金 33-4122

被災者生活再建支援金の支給を予定しています

令和 2 年 7 月豪雨によって、お住まいの住宅が全壊 した場合など、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に 対して支援金を支給する予定です。申請等の時期が決 定しましたら、改めてお知らせします。

100 万円~ 300 万円 全壊 大規模半壊 50 万円~ 250 万円

- ※単身世帯の場合は、上記金額のそれぞれ4分の3相 当額になります。
- ※半壊でも、やむを得ない事由により解体した場合は 対象となる可能性があります。

問合せ 生活援護課☎ 33-8722

災害相談窓口を追加しました

・田上社会教育センター

☎ 090-5398-9242 **☎** 080-2343-9042

- ・八代トヨオカ地建アリーナ(窓口対応のみ)
- ・千丁コミュニティセンター(窓口対応のみ) (開設時間:平日9時30分~16時30分)

※既に開設済みの「坂本の里一灯苑」に電話と Free Wi-Fi を設置しました。

坂本の里一灯苑☎ 080-2348-4042

5 080-2344-1842

※各相談窓口は 18日、19日も同時刻で実施

重度心身障がい者医療費助成申請書

6月15日以降に、重度心身障がい者医療費助成申請書を坂本支所健康福祉地域事務所に提出された方は、再度申請書の提出をお願いします。

※診療月の翌日から | 年以内に提出してください。 期限内の申請書の提出が困難な場合や提出の有 無が不明な場合は、ご連絡ください。

自立支援医療費受給者証がなくても 医療機関等を受診できます

自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)受給者証を紛失または自宅に残したまま避難されている方も、医療機関で、対象者であることを申し出て、①氏名②生年月日③連絡先④住所等を申し立てることにより、受診できます。

また緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機 関でも受診できます。

問合せ 障がい者支援課金 35-0294

医療保険の窓口負担や介護保険の 利用料の免除(IO月末まで)

市内に在住し次の①~⑤のいずれかに 該当する被災者の方

- ①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ず る被災をされた方(り災証明書の提示不要)
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された 方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 ※医療機関等の窓口で口頭にて申告してください。

窓口負担や利用料が免除される保険等

- ·八代市国民健康保険
- · 熊本県後期高齢者医療
- ・八代市介護保険
- ・全国健康保険協会所管の保険(協会けんぽ)
- ※上記以外も免除あり。

問合せ 国保ねんきん課金 33-4113 (後期高齢者) ☎ 33-4490 長寿支援課☎ 33-4145 全国健康保険協会所管の保険(協会けんぽ)

八代市災害ボランティアセンター開設

被災された方々の生活再建支援のため、八代市 災害ボランティアセンターを開設しています。

ボランティアへの依頼

・住居内の片づけ、汚泥の除去、家財の運び出し等 ☎ 080-5073-9680(9 時~ 16 時)

ボランティアの募集

県内在住者のみを募集します。

☎ 080-5070-9642、080-5069-9890 (9 時~ 16 時)

問合せ 八代市災害ボランティアセンター総合窓口 (市社協) 2080-5063-9743(9時~ 16時)

坂本町管内の燃えるごみの収集

燃えるごみ	収集対象地区
月、木	西部、深水、鮎帰、坂本
火、金	鶴喰、田上、百済来下 百済来上、荒瀬、葉木

可燃物の集中回収

次の日程で可燃ごみの回収を行います。

日 時 7月25日(土) 午後 | 時~

回収品目 被災した衣類や紙類等

(道路わきに置いてある可燃ごみ)

※中身が見える透明袋等に入れてください。

回収地区 坂本町管内の「西部、深水、鶴喰、田上、

百済来下、百済来上、荒瀬、葉木」地区(予定) ※道路状況等に応じて回収地区は変更にな

ります。

問合せ 環境センター管理課☎ 32-4675

坂本パーキングエリアから坂本地区に 車両の乗り降りができます

利用許可証の申請方法

利用するには、許可証が必要です。

地元住民

- ・西日本高速道路㈱熊本高速道路事務所 (☎ 39-0711) の窓口で申請(平日 9 時~ 17 時)
- ・手続きの際は、3号線熊本方面から八代市内方面に向かって、右側の佐川急便から斜めに入り、三光クボタ 建機から右折し、社員用駐車場に駐車ください。

坂本町内の事業所関係者、NPO 等ボランティア団体

・八代市役所千丁支所地域振興課(☎ 46-1101)の 窓口で申請(平日8時30分~17時)

八代 IC ⇒坂本地域 (無料)

一般車両「高さ 2.3m、車幅 2.5m」以内の車両

- ・坂本 PA(下り)を利用できます。
- ・八代 IC(通行券のみ)→坂本 PA(下り)→緊急開口部→係員に利用許可書を提示→坂本地域
- ※坂本 PA(下り)から坂本地域に入る道路は一方通 行です。

一般車両以外の車両

- ・坂本 PA(上り) を利用できます。
- ・八代 IC(ETC・通行券)→人吉 IC で降りる→人吉 IC で再度乗る(通行券のみ)→坂本 PA(上り)
- →緊急開口部→係員に利用許可書を提示→坂本地区

坂本 PA ⇒八代 IC (無料)

・坂本地域→坂本 PA(上り) 緊急開口部→係員に利用 許可書を提示→八代 IC

被災した住宅への貼り紙に注意ください

他自治体において、被害を受けた住宅に建物の危険度を示す貼り紙が見受けられました。

本市では企業等に危険度の判定、危険度の貼り 紙を張ることを委託していませんので、ご注意く ださい。

問合せ 建築指導課金 33-4750